附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

三　二輪自動車業における表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第11条第１項の規定に基づき、日本国内における二輪自動車の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、日本国内における二輪自動車の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。
（規約の運用機関） **第21条**　この規約の運用機関は、一般社団法人自動車公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）とする。	
（公正取引協議会の事業） **第22条**　公正取引協議会は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。 ⑴　一般消費者及び事業者に対するこの規約の普及啓発に関すること。 ⑵　一般消費者及び事業者からのこの規約に関する相談並びにこの規約の適用を受ける事業者の指導に関すること。 ⑶　この規約に基づく表示基準の設定に関すること。 ⑷　この規約の適用を受ける事業者のこの規約の遵守状況の調査に関すること。 ⑸　この規約の規定に違反する疑いのある事実の調査及びこの規約の規定に違反する事業者に対する是正のための措置に関すること。 ⑹　景品表示法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。 ⑺　自動車の取引の公正化に関する研究に関すること。	（公正取引協議会の事業） **第21条**　公正取引協議会は、次の事業を行う。 ⑴　この規約の内容を会員及び一般消費者に周知徹底させること。 ⑵　この規約についての相談及び指導に関すること。 ⑶　この規約で定めた表示に関する規定に基づいて、その基準を設定すること。 ⑷　この規約で定めた表示について、会員の実施状況を調査すること。 ⑸　この規約の規定に違反する疑いのある事実に関して調査を行うこと。 ⑹　この規約の規定に違反した者に対する措置に関すること。 ⑺　この規約の変更に関すること。 ⑻　関係官公庁との連絡に関すること。 ⑼　会員への情報提供に関すること。
⑻　一般消費者からの苦情の処理に関すること。 ⑼　関係官公庁及び関係団体との連絡に関すること。 ⑽　その他公正取引協議会の目的を達成するために必要なこと。	⑽　公正取引協議会事務局の組織に関すること。 ⑾　一般消費者からの苦情処理に関すること。 ⑿　会員証の交付及び没収に関すること。 ⒀　その他この規約の施行に関すること。
（違反に対する調査等） **第23条**　（略）	（違反に対する調査等） **第22条**　（略）
（違反に対する措置） **第24条**　（略）	（違反に対する措置） **第23条**　（略）
（違反に対する決定） **第25条**　（略）	（違反に対する決定） **第24条**　（略）
（規則） **第26条**　（略）	（規則） **第25条**　（略）

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○総務省告示第四十号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十一項の規定に基づき、平成二十六年度地方債計画（平成二十六年総務省告示第百五十二号）の全部を次のように改正する。

平成二十七年二月二十日

総務大臣　山本　早苗

平成26年度地方債計画

（通常収支分）

（単位：億円、％）

項　目	平成26年度計画額(A)	平成25年度計画額(B)	差引(A)－(B)(C)	増減率(C)／(B)×100
一　一般会計債				
1　公共事業等	17,427	16,895	532	3.1
2　公営住宅建設事業	1,133	1,162	△　29	△　2.5
3　災害復旧事業	893	435	458	105.3
4　教育・福祉施設等整備事業	5,160	3,763	1,397	37.1
⑴　学校教育施設等	1,872	1,285	587	45.7
⑵　社会福祉施設	457	295	162	54.9
⑶　一般廃棄物処理	1,374	947	427	45.1
⑷　一般補助施設等	907	686	221	32.2
⑸　施設（一般財源化分）	550	550	0	0.0
5　一般単独事業	20,065	18,634	1,431	7.7
⑴　一般	4,373	4,252	121	2.8
⑵　地域活性化	400	400	0	0.0